

平成十七年六月六日提出
質問第七六号

靖国神社参拝に関する質問主意書

提出者 岩國哲人

靖国神社参拝に関する質問主意書

現在、日本と中国、韓国との外交摩擦の要因の一つに、小泉総理大臣の靖国神社参拝が挙げられる。そのような状況を踏まえて次の事項について質問する。

一 天皇は戦後六十年間、靖国神社に参拝されたことがあるか。あるとするならば、その日時はいつと内閣は認識しているか。また、その参拝の際の玉串料はどこから支出されたか。

二 天皇が靖国神社に参拝される場合はどのような立場で参拝されるのか。それは、国事行為になるのか。

三 天皇が一度も参拝されていないとするならば、その理由は何であるかと内閣は考えているか。

四 憲法によって天皇から任命を受けた内閣総理大臣が、靖国神社に参拝することを、天皇に対してどのように説明しているのか。

五 国際社会に対して日本国民を代表する立場の総理大臣が、「戦没者の霊を慰めるため」、「不戦の誓いをするため」という理由で靖国神社を参拝するならば、国民統合の象徴である天皇に対しても同様に靖国神社参拝を進言したことはあるか。あるならば、それに対して天皇はどのように答えたか。また、ないならば、なぜ進言しないのか。

六 小泉総理大臣は、国会答弁の中で、「総理大臣である小泉純一郎が個人として参拝している」と答えているが、これはいわゆる公式参拝とどのように区別されるのか。また、私人としての参拝と同じと理解してよいか。

七 昭和六十一年九月十六日及び十七日の衆院本会議において、中曽根総理は「戦争の指導者や政治家は国民的に批判されねばならない。戦争指導者や政治家と、国の命令で出撃し、戦死した将兵たちとは明らかに立場、責任が違う」、「近隣諸国から批判が出て日本が孤立したら、果たして英霊が喜ぶか。第一線で戦ったまじめな将兵たちは公式参拝見送りを理解してくれると思う」旨答弁している。政府はこの見解を現在も保持しているのか、それとも修正すべきと考えるのか。

右質問する。